



# マイナンバーを斬る

可愛いウサギちゃんと元国民的美少女の宣伝だけでなく、A利経済相が「私以外、私じゃないの、当たり前だけだね。だからマイナンバーカード」と、若者に人気のバンドの替え歌まで披露するマイナンバー制度。実際のところ、その中身ってみなさんご存じですか？

弁護士 石川智士

まい・なんばー「マイナンバー」  
複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）



好きな数字は選べないぞ「マイナンバー」

今年（2015年）10月から、マイナンバーの通知カードがみなさんの住所に届きます。来年1月からマイナンバー制度が本格始動します。マイナンバーは12ケタの数字です。個人に割り振られたナンバーは、原則として一生変わることはありません。希望者は、表面に氏名、性別、住所、生年月日と顔写真が記載され、裏面にマイナンバーが記載され「Cチップ」がついている「個人番号カード」を受け取ることができ

ます。このカードは、本人確認として広く利用されることが想定されています。みなさんがマイナンバーを使う場面としては、児童手当の現況届の際に市役所に提示したり、勤務先にマイナンバーを提示して源泉徴収票等に記載してもらったり、といったことが考えられます。

### 夢のような社会の実現？

国は、マイナンバーを「税・社会保障」「災害対策」の3分野に利用するとしています。つまり、今まで「点」のようにバラバラだった情報を、3分野については個人ごとにマイナンバーという「ヒモ」でつなげるのです。

これによって、①行政事務を効率化し、②より正確に所得を把握して公正な税負担が実現でき、③真に手を差し伸べるべき人を発見することができ、④国民にとっても利便性が向上す

る、なんて夢のような社会が実現すると説明しているのです。はたして、そんなうまい話があるのでしょうか？

### 「管理」なのか「監視」なのか

マイナンバーは「ヒモ」にすぎませんから、そもそも「点」が存在しなければ機能しません。つまり、今まで正確に所得を申告していた人は、より正確に所得を把握されやすくなりますが、そうでなかった人はどうなのでしょう。所得に応じた公平な税負担が本當に実現されるのでしょうか。

また、マイナンバーの通知カードは、住民票上の住所地に送られます。DV等で住所地から避難している方などの手元には届かない危険性があります。逆に、通知カードをもとに個人番号カード（本人確認証）を作る際に、偽造される危険はないのでしょうか。

国は、本当に、真に必要な人に対して手を差し伸べることができるのでしょうか。

一方、マイナンバーで情報がヒモづけできるのですから、国にとって個人の情報を管理しやすくなるのはその通りでしょう。でも裏を返せば、それは、国による監視社会への第一歩ともいえます。



一人ひとりの所得が正確に把握できるようになり、過少申告や脱税を防ぎやすくなります

### 今、そこにある「流出」の危機

現在は、3分野の情報だけがヒモづけされることになっていきます。しかし、将来的には、医療情報や預貯金の情報等様々な情報がマイナンバーでヒモづけされるようになるといわれています。

年金情報が流出したのは記憶に新しいところです。既に同様の制度を実施しているアメリカでは、なりすましによる被害が、2006年から2008年の3

年間で1170万件、損害額が2兆円にも及んだとの指摘もあります。ヒモづけされる情報が増えれば、それだけ被害も深刻なものになりかねません。

そして、民間事業者のみならず、従業員等のマイナンバー

を取り扱うことになります。情報を流出させたり不正に利用したりしてしまうなど、みなさんが加害者側に回る危険もあり、損害賠償義務や、4年以下の懲役などを科される危険も出てきます。

日本弁護士連合会では、個人のプライバシーや自己情報コントロール権が侵される危険があるとして、マイナンバー制度に警鐘を鳴らしてきました。経済界の一部からも、システム構築に3000億円、維持費年間300億円ともいわれるマイナンバー制度の経済合理性に疑問が投げかけられています。

もう一度立ち止まって、マイナンバー制度の是非を考えてみませんか？少なくとも、個人番号カードを作るかどうかは、慎重に判断しませんか？

9/14・10/20

マイナンバー制度のセミナー開催決定！

今後の予定や詳細はHPにてご確認ください  
<http://saitamachuuou.gr.jp/>

## Information

—埼玉中央法律事務所からのお知らせ—



### 弁護士と一緒に学んでみませんか？

普段の集まりの中で、なにげなく気になっているあんなことや、こんなこと。弁護士とのんびりお茶でもしながら楽しく学んでみませんか？昨年度は29カ所の学習会にお招きいただき、憲法や相続について、みなさまと学ぶ機会を設けていただきました。大人数の学習会から、少人数のお茶会まで、規模やスタイルは問いません。みなさんの集まりにぜひお呼びください。

学習会の状況はブログ「中央イズム」で公開しています。  
<http://saitamachuuou.gr.jp/blog/>

冬号に同封した署名「海外で戦争する国」に変わる集団的自衛権行使容認に反対し、憲法九条を守り生かすことを求めます』は、計641筆が集まりました。ご協力ありがとうございました。